



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	法文学部. 一 設置にいたる経過. 二 開設と歩み. 三 募金活動の経緯. 四 新制大学への転換と文学部・法経学部への分離. あとがき. 付録. 年表
Citation	北大百年史, 部局史, 157-190
Issue Date	1980-03-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29949
Type	departmental bulletin paper
File Information	bukyokusi_p157-190.pdf



法
文
学
部

目次

一	設置にいたる経過	161
	設置運動の開始—法文学部創設期成会—具体案と設置決定	
二	開設と歩み	166
	設置—開講—講座と教官—教授会—事務機構—学生—カリキュラム—北方のアテネ	
三	募金活動の経緯	175
	設備などの不足—募金の開始—運動の困難—打開	
四	新制大学への転換と文学部・法経学部への分離	180
	新制大学への転換—「新制北海道大学法文学部計画要綱」—三学部分離案—文学部・法経学部の分離独立—教養学科	
	あとがき	185
	付 録	186
	一 創設期の法文学部教官	
	二 一九四九年秋の法文学部建物配置図	

年
表

一 設置にいたる経過

設置運動の開始

北大に法文系の学部を設置しようという要望は、一八九九年（明治三二）から始まった札幌農学校の大学昇格運動にすでにみられる。その後、北大は、一九二一年（大正一〇）以来連年のように、理学部とともに法文学部設置の概算要求を行ったが認められなかった。

当時、北大予科に赴任した教授樟本成美（漢文担当、一九二二年着任、一九五七年定年退職）は、恩師の東京帝国大学文学部教授服部宇之吉より、もうすぐ文学部が設置されるから教育と研究に努力するように、と激励されたという。

一九四五年（昭和二〇）十一月三十日に総長に就任した伊藤誠哉のもとで、再び法文学部設置の努力が進められた。翌四六年四月三十日発行の『教育建設』紙上に、総長は「法文学部の増設に就いて」という文章を発表し、戦後の平和と国家建設のために重要な拠点となった北海道に、精神文化を高揚させる必要を強調し、理系総合大学の北大に、法文学部を設置すべきことを述べた。

このころ、九州帝国大学では法文学部の分離独立、名古屋帝国大学では法経学部の設置、さらに、東北帝国大学では農学部の設置など、各大学を総合大学とする計画が進んでいた。

この時点において北大は法文学部設立の目途を他大学の文系学部よりも早い一九四七年度においた。この裏づけとしてまず新日本建設における北海道の重要性があり、道民の強い要望に基づくものであるから寄付集めも容易であると考えられること、設立の臨時費は学内の維持費から流用すれば足りることなどが考えられた。また、建物は学内の

既存の施設や軍の旧兵舎があり、教官も旧植民地引揚者の中から容易に人材が得られることなどもあげられた。しかし、これらのことは期待どおりには実現せず、そのため文系諸学部は多くの苦難をなめることになったのである。

一九四六年春以降、北大は文部省と法文学部設置について折衝を始めた。評議会は、同年七月十八日に法文学部の設置要項を議題とし、さらに同月二十四日に「北海道帝国大学法文学部設置趣意書」と「昭和二十二年北海道帝国大学法文学部設置概算書」を承認した。これによると、法文学部は三力年で完成し、四〇講座と八学科（文学科・哲学科・教育学科・宗教学科・史学科・法律学科・政治学科・経済学科）で構成され、学生定員を一学年二〇〇名としている。完成までの所要経費は経常費一二〇万円及び臨時費一〇〇万円とし、施設は予科の使用している建物などを利用する予定であった。

さらに、八月十七日には、創設促進のための準備委員を選ぶ会合が行われ、主に次の二点が話し合われた。第一は、準備委員の人選である。学内では各学部長及び予科長に委嘱することとした。学外では東京帝国大学名誉教授桑木巖翼と同元教授伊藤吉之助に依頼し、講座編成や教官の選考を行ってもらうこととした。第二は、創設期成会を設立し、また代議士に働きかけることとした。

これにより設置運動は、本格的となった。同月二十六日には、準備委員を各学部長・評議員・事務局長・農学部教授小林已智次・桑木巖翼・伊藤吉之助に依頼した。その後準備委員を、九月二十日付けで法政大学教授杉之原舜一に、十月二十二日には農場長・演習林長及び予科長に依頼した。また、八月二十六日に北海道選出の代議士に協力の依頼状を発送した。

法文学部創設期成会

一九四六年九月十二日に、北海道帝国大学法文学部創設期成会の設立総会が行われた。会長には北海道長官増田甲子七かおしちが、副会長には北海道会議長坂東秀太郎と北海道市長会長・札幌

市長上原六郎及び元北海道帝国大学総長今裕が選ばれた。期成会の支部は、道内各市と支庁所在地及び東京都に設置され、道内の支部長は各市長や支庁長が担当することとした。さらに期成会設立趣意書や宣言並びに期成会規約と寄付金募集が決議された。募金額は五〇〇万円とし、その支出内訳は、図書費三〇〇万円と予科移転費二〇〇万円である。この設立趣意書は次のとおりである。

北海道帝国大学が綜合大学であるに拘らず法文学部を欠如し、本道民子弟の教育上極めて遺憾なるものがあることは多言を俟たない所であつて、三百有余万道民が、久しきに亘つて其の併設を要望し來つた所以も、亦、此処に存する所である。

由來、本道は開拓後日淺く、為に、政府施策の根幹には、其の拓地殖民を偏重する傾向があり、従つて、本道の実情に淺い國民をして、今尚教育文化の面に於いて本道を輕侮蔑視せしめ、一部道民すら之を甘受するものゝあつたことは道内に対する文化施設を輕んじた跛行的政策の結果であると思考せざるを得ない。而して、此の跛行的施策の一端を示すものに、本道高等教育機關の文科系輕視の遺憾事がある。即ち、唯一の大学たる北海道帝国大学の学部之悉くは、自然科学技術系を以て占め、専門學校に在りて然らざるものは小樽經濟専門學校及び師範學校のみであつてこれが為に本道青年学徒にして、天稟、素養教養の、共に人文科的に秀拔せるものがあつても、或は、不適当な学科の進入を餘儀なからしめ、或は又、遙々都府県に遊學するの外なきにいたらしめ幾多有為の人材の成育を阻み來つたのであつた。故に吾等は、かかる跛行施策匡正の爲にも、冒頭所説の要望を多年に亘り繼續し來つたものである。

然るに、新日本建設に重責を荷ふ本道は、本月一日内務省試案として發表せられたる国土計画の構想に依りクローズアップせられ、今や内外朝野の注視下、日本再建の重要拠点として一大エポックを画すべき機に直面し來り、之に伴つて、前途懸案の緊急実現の要は正に其の頂點に到達したりと信ずるものである。

由つて、吾等は、此処に、「北海道帝国大学法文学部創設期成会」を設立し、全道民は、声を揃へて此の熱意を当局に開陳披瀝し、強く輿論を中央に反映せしめ、又、心を一にして之が實現上必要なる資金の調達に協力し、目的達成に万全の努力を傾倒し、以て本道に対する新日本生誕上の期待に、潑刺たる生氣を注ぎ、国家興隆の一礎石を築かんことを庶幾する所以である。

さらに、期成会の成立に当たって、伊藤総長は道内の中等教員（旧制）の四割が無資格者であるという実状を指摘し、中等教員の質的量的な充実のために、法文学部が是非とも必要であると述べた（『北海道帝国大学新聞』一九四六年九月二十四日）。

また、期成会長増田甲子七は、クラークのもたらした北大のキリスト教の伝統を強調し、「私としては神学科を置く位進歩的で良いと思ふ。世界の大学に神学科のない大学は殆んどない筈である。教授の方も文学部に力を入れる方向に選定したいと思つてゐる」（『北海道帝国大学新聞』同前）と述べている。

その後、期成会は十月二十九日に各支部へ、各支部地域の人口と国税をもとに算出した寄付募集額を割り当てた。

一方、十月五日には衆議院において、北海道選出の衆議院議員小川原政信ほか五名が提出した「北海道帝国大学法文学部設置に関する建議案」が可決され、また、十一月五日に札幌市議会は、大蔵大臣・文部大臣に法文学部設置についての請願書を提出した。

具体案と設置決定

このような状況の中で、北大は、文部省へ法文学部設置の具体案を提出した。この「北海道帝国大学法文学部創設関係書類」は、趣意書・経費・施設・学生定員・予科改組案から構成されているが、講座及び学科編成と教官候補者の名簿は入っていない。さきに述べた概算書の案と比べると、あらたに予科改組案が取り入れられている。これは、予科に文科を増設する案で、八月十日の評議会で報告されていた。この生徒定員数は一六〇名である。法文学部開設後一、二年間の法文学部入学生は二〇〇名の定員とし、三年以降の入学生は予科修了生一六〇名と他の高等学校卒業生の試験入学者一四〇名からなり、合計三〇〇名の定員にする予定であった。施設は、予科が使用している建物などを法文学部が使い、旧陸軍の月寒の建物を予科が使用する予定であった。また法文学部設立の経費は、政府支出金による経常費の五七万三五六七円（初年度二八万六七八三元）と、大学の維持資

金を流用する臨時費一〇〇万円と、期成会の寄付金五〇〇万円である。

文部省は、十月二十九日の省議で法文学部の設置を認めた。桑木嚴翼と伊藤吉之助及び杉之原舜一は、この知らせを受け、講座・学科編成と教官候補者の選考を本格的に開始した。桑木と伊藤は文科系を担当し、杉之原は法科系を担当した。経済系は東京産業大学（現一橋大学）教授大塚金之助の協力を得た。十一月十八日に文部省より北大に返却された講座・学科編成案は、四〇講座六学科である。学科は哲学科・史学科・文学科・法律学科・政治学科・経済学科とし、講座は番号呼称制で、哲学一〇講座・史学六講座・文学六講座・法律学一二講座・政治学経済学六講座である。なお、政治学科は政治学政治史を内容とする政治学経済学第一講座で構成され、経済学科は政治学経済学第二講座から第六講座によって構成されている。この講座・学科編成案を作成した桑木嚴翼は、同年十二月十五日逝去し、以後は伊藤吉之助が中心となって開設の準備を行った。

その後、この講座・学科編成案と教官候補者名簿がさきの具体案に加えられて、大蔵省に提出された。翌一九四七年（昭和二三）一月七日に大蔵省より不認可の内示があったが、北大はただちに復活要求を行い、同月十一日に大蔵省の省議を通過した。ただし、文学第三講座（言語学国語学）と史学第六講座（西洋史学二）が削除され三八講座となり、予科に文科を設置することは認められなかった。また、初年度の予算は二〇九万三〇〇〇円で、臨時費は北大が全額自己負担することとなった。

一九四七年三月十五日に衆議院を通過し、同月二十五日に貴族院も通過して、法文学部はいよいよ日の目を見ることになった。

二 開設と歩み

設 置

法文学部の設置は、一九四七年四月十九日の勅令第一三九号をもって公布された。初年度の開設講座は、哲学七講座・史学三講座・文学三講座・法学五講座・政治学一講座・経済学二講座である。なお、史学関係講座は、官報によれば三講座設置が公示されたが、実際に開設されたのは二講座であった。

これより先の一九四七年三月十八日に法文学部創設準備委員会規程が施行された。委員長は総長伊藤誠哉であり、委員は伊藤吉之助・杉之原舜一及び文部省の次官・学校教育局長・同局次長・同局大学教育課長・秘書課長・会計課長・学校教育局春山順之助・学校会計課伊藤徹並びに各学部長・予科長・事務局長・農学部教授小林巳智次である。

伊藤吉之助を中心に教官候補者は、三月三十日以降東京でしばしば非公式な教授会を開き、入学試験などについて検討した。四月二十八日に北大で、学内関係者と伊藤吉之助らにより、創設委員会を開き、開講期日や入学試験などの事務的なことと、北海道帝国大学法文学部規程案を決定した。この規程案は、六月三十日に文部省に認可され、同年四月二十一日にさかのぼり施行された。この規程で六学科一四専修科を設置した。それは、哲学科（哲学倫理学・心理学教育学・社会学宗教学）、史学科（国史学・東洋史学・西洋史学）、文学科（国文学・支那文学・英文学・独文学・露文学）、法律学科（法律学）、政治学科（政治学）、経済学科（経済学）である。

同年六月五、六日に入学試験が行われ、同月十二日に農学部で入学式が挙行された。また六月九日には、伊藤吉之助が法文学部長に補せられた。



法文学部長 伊藤吉之助

開講にいたる経過を、「北海道大学法文学部現況報告書（昭和二十二年十二月一日）」（以下「現況報告書」と略す）は、「従来他の立大学がその官制公布後開講に至る迄、短くて二個年、長きは八年の日子を費したることに鑑みれば、当学部の開設が如何に熱心なる企画・実行の結果なるやは、自ら明らかなるところであらう」と述べている。戦後の混乱期にもかかわらず短期間に開講をみたのは特筆に価するが、その反面、後に述べられるよ

開 講

九月一日に開講式が中央講堂で挙行され、翌日より予科が使用していた新館などで授業が開始された。伊藤吉之助学部長は、開講式でおおよそ次の訓示を述べた。

開講にあたり強く諸君に望むことは大学の理念の自覚である。大学は最高学府としてどこまでも学問研究が中心である。真理の探究と学問の発展に貢献することが使命である。現在の日本は大学そのものの運営の方法とか組織は新しい大学令のもとに改変され、そのうえ諸君の生活も学への専念を許さない時でもあるが、この大学の理念は少しも変らぬことを忘れてはいけな

い。私はいまヘーゲルが一八一八年十月二十二日ハイデルベルヒからベルリンに来て数人の学生を相手に放った言葉を思い出す。それは学に対する信頼、真理に対する信念、自己自身に対する畏敬を忘れるなということであった。学の体得は人間自身であり自己に対する信頼と畏敬の獲得が最後のものであることを自覚すべきである。戦後大学は色々な意味でその權威を失墜しているかの感を抱かせるが、学園の封建性は学徒が真理探究への勇気を失い教えられるものを受けただけで終わることによってそれを助長する。文化国家への貢献と本道文化の理念化のためにかけられた諸君の使命の重要さを自覚して大いに勉学されんことを望む。

（『北海道新聞』 一九四七年九月二日）

法文学部開設講座

	〈1947. 4. 19 設置〉		〈1948. 9. 14 設置〉		〈1949. 6. 22 設置〉	
	講 座 名	講 座 内 容	講 座 名	講 座 内 容	講 座 名	講 座 内 容
哲 学	哲学第1講座	哲学概論 哲学史	哲学第2講座	東洋哲学 史(1)	哲学第3講座 哲学第8	東洋哲学史 (2) 心理学 教育学(2)
	哲学第4	西洋哲学 史(1)				
	哲学第5	西洋哲学 史(2)				
	哲学第6	倫理学 倫理学史				
	哲学第7	心理学 教育学(1)				
	哲学第9	社会学 宗教学				
	哲学第10	社会学 宗教学				
史 学	史学第2講座 史学第4	国史学 東洋史学	史学第3講座 史学第5	国史学(2) 西洋史学	史学第1講座	史学
文 学	文学第1講座	文学及 西洋文学(1)			文学第4講座	西洋文学(2)
	文学第2	国文学(1)			文学第5	西洋文学(3)
	文学第3	東洋文学				
法 律 学	法律学第1講座	憲法学	法律学第6 講座	商法学	法律学第3 講座	刑法 刑事 訴訟法学
	法律学第2	行政法学	法律学第9	国際法学	法律学第7	民事訴訟法 学
	法律学第4	民法学(1)	法律学第10	比較法学		
	法律学第5	民法学(2)	法律学第11	法律史		
	法律学第8	社会法学	法律学第12	法律哲学		
政治 学	政治学第1講座	政治学 政治史				
経 済 学	経済学第1講座	社会政策	経済学第4 講座	経済学(3)	経済学第3 講座	経済学(2)
	経済学第2	経済学(1)	経済学第5	経済政策学		

法文学部教官数表 (除助手)

年度 学科	1947		1948		1949	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員
哲 学 科	14	10	16	10	20	12
史 学 科	4	3	8	6	10	7
文学科 1)	8	8	9	9 2)	13	9
法律学科	10	6	20	6	24	7 3)
政治学科	2	1	2	1	2	1
経済学科	4	4	8	6	10	7 4)
そ の 他						1 5)
合 計	42	32	63	38	79	44

備考 本表は、各教授・助教授の担当科目にもとづき学科別に集計した

- 1) 文学科の定員・現員ともに講師を含む
- 2) 助教授2名が辞任したが、同数の教官が任命された
- 3) 教授2名が辞任したが、1950年3月31日に教授3名が任命された。なお、この3名は東大教授と併任
- 4) 助教授1名が辞任したが、教官2名が任命された
- 5) フランス語講師の所属が不明につき、当該個所に記載

うに、スタッフや設備を充実するために困難な途を歩まなければならなかった。

講座と教官

講座は、前頁の表のように、当初の予定どおり三カ年にわたり順次開設された。一九四七年度に発令された教官は編末の表のとおりである。開設講座と教官の関係をみると、教授が少ないために助教授が講座を担当したり、また各教官の専門分野と担当講座が一致しない例もみられる。

教官の着任状態は、別表のように順調に進まず、むしろ悪化している。一九四七年度の在任教官は定員数の七六％である。一九四八年度は六〇％に減少し、さらに一九四九年度に至っては五五％となった。これは講座の増設に対して教官の獲得が順調に進まなかったことが最大の原因であり、また着任した教官がまもなく辞任したことがいっそう

事態を悪化させた。一九四八年九月には助教授高橋義孝（独文学担当）が、同年十二月には助教授武田泰淳（中国文学担当）が辞任した。翌一九四九年五月には教授山下康雄（国際法担当）と助教授亀島泰治（財政学担当）が、さらに十二月には教授杉之原舜一（民法担当）が辞任した。これらの事態により、とりわけ法律学科は解体の危機にさらされたのである。

教官の補充が進まなかった原因は、次の点が考えられる。当初の人事構想では、旧

植民地から引き揚げて来た研究者に期待する部分があつたが、そのように進まなかつたことと、後述するように、北大に教官を受け入れる宿舍や研究用圖書が不足しており、研究教育の条件が劣悪であつたこと、などである。

このような教官の不足を補う意味も含めて、法文学部は他大学から多数の非常勤講師を招いた。

教官たちは、一九四八年六月二日に法文学部談話会を発足させた。これは相互の専門分野の交流を図るもので、教官全員が参加した。

教授会

教授会は、一九四七年八月十八日に第一回が開催された。八月二十二日に教授会は「法文学部内規」を制定し、教授会の運営の細則を定めた。教授会は教授・助教授で構成され、必要に応じて講師・助手も参加させ得るものとした。また、教授会の議事のなかで人事に関する事柄やその他学部長が必要と認めた場合は、教授のみの教授会を開催するとした。学部長・評議員の被選挙権は専任教授にあり、選挙権は教授・助教授にあつた。

この内規は、翌一九四八年五月十九日に改正され、教授のみの教授会は削除された。さらに、一九四九年三月十六日に、教育公務員特例法の公布に伴い再び改正され、学位論文の審査や人事に関する議事は、教授のみの教授会で行うこととしたが、実際には、教授のみの教授会は行われていない。

事務機構

事務機構の設置時期は不明である。事務課のもとに庶務掛・教務掛・会計掛・図書掛の四掛が設置されていた。一九四七年八月三十一日の「職員住所録」によれば、事務課長は山崎両三郎である。庶務掛は事務官一名と掛員九名であり、教務掛は事務官一名と掛員二名である。会計掛は事務官一名と嘱託二名及び掛員三名であり、図書掛は掛員一名である。翌一九四八年十月一日の「職員住所録」では、事務課長は長谷川俊蔵に替わっており、各掛の職員数は増加している。

また、一九四七年八月二十七日には、「北海道帝国大学法文学部職員互助会規約」が制定された。互助会は教職員

1947年度・1948年度法文学部入学者数

		1947 年 度				1948 年 度			
		哲・史・法・政治学 科	文学 科	経済学 科	計	哲・史・法・政治学 科	文学 科	経済学 科	計
入学試験合格の入学者	官公立高等学校高等科卒業者	6	—	2	8	2	5	1	8
	官公立専門学校卒業者	30	15	27	72	25	29	10	64
	私立専門学校卒業者	7	5	7	19	5	5	2	12
	陸海軍諸学校卒業者	2	8	9	19	3	6	2	11
	官公立大学卒業者	1	—	2	3	—	—	—	—
	学士入学者	2	4	1	7	—	—	—	—
	師範学校卒業者	—	—	—	—	14	9	3	26
	他大学予科修了者	—	—	—	—	—	1	3	4
小 計		48	32	48	128	49	55	21	125
転部者 1)		10	12	49	71				
北大予科修了者 2)						17	22	47	86
再入学転入学転科者 (1年) 2)						11	4	9	24
" (2年) 2)						5	2	2	9
合 計		58	44	97	199	82	83	79	244
選 科 生 聴 講 生		21	9	10	40	15	17	5	37
		—	—	10	10				463)

備考 1) 転部者は北大予科修了者で既に他学部へ進学した者の中で法文学部へ転部した者を意味する。1947年度のみ。

2) 1948年度以降の入学者にみられる。

3) 各学科内訳不明。

の「相互の親睦を図り兼て慶弔禍福を共にする」ことを目的とし、会長には学部長が就任した。

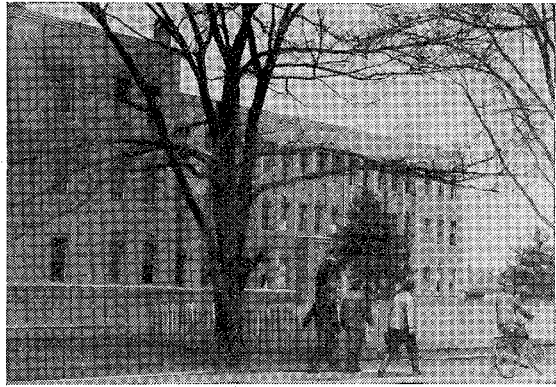
学 生

法文学部の学生は、

一般募集による入学生と、北大予科修了者からなった。

第一回の入学志願者の願書受付は、一九四七年四月二十六日から五月二十五日まで行われ、入学試験は六月五、六日に実施された。

応募資格者は、高等学校・専門学校・他大学の予科などの卒業生と、それに相当する資格をもつ者である。受験科目は、「語学(英・仏・独語のうち一科目)」と「総合科目(高等学校文科に於いて履修すべき諸学科一般智能検査を含む)」で



1948年頃の法文学部（復員服姿の学生が行きかう）

ある。受験者は志望する学科を第二志望まで記載することとされていた。

志願者は二九六名で、入学者は前頁の表のように一二八名である。内訳をみると、専門学校卒業生は入学者の七〇％強を占めている。また、一九四七年三月に予科を修了し学部へ進学した後法文学部へ転部した学生は七一名であり、さきの受験入学者と合わせて一九九名が入学した。

また、選科生・聴講生は、先述の法文学部規程で定められた。さらに、選科生の本科編入に関する取扱い規程は一九四七年十一月に定められた。

一方、予科では、一九四七年四月から、法文学部へ進学を希望する者を募り、文科のクラスを編成した。これは制度的には非公認のものである。

また、一九四七年度・一九四八年度の予科入学者は、入学後に文科のクラス編成を行った。なお、この時には、そのための入学者の増員は行われていない。

一九四八年度の入学者の内訳は一九四七年度と同じく専門学校卒業生が多い。また、予科文科クラスの修了生がこの時点から入学している。

学生たちは、後に述べるように、学業のほかに学生会を中心に募金活動も行った。一九五〇年三月には、第一期生でしかも法文学部最後の卒業生一六二名が巣立った。その内訳は文学士は四二名、法学士は四〇名、経済学士は八〇名である。

カリキュラム

法文学部規程に定められた履修科目をみると、必修科目数は、哲学科・史学科・文学科が一五、法
律学科・政治学科が一七、経済学科が一八である。選択科目数は、各学科ともに五である。必修科
目は、各学科の領域科目を履修するが、選択科目は、他学科の科目をも履修できる。特徴ある選択対象科目をあげる
と、哲学科・史学科では法律学・政治学・経済学・教育学関係科目が、文学科では法律学・経済学・教育学関係科目
とアイヌ語学アイヌ文学がある。また哲学科の多くの専修科には科学概論がみられ、法律学科・政治学科・経済学科
には哲学概論と科学概論がみられる。

アイヌ語学アイヌ文学は知里真志保によって講ぜられた。彼は一九〇九年二月二十四日登別に生れ、室蘭中学から一高を経
て東大文学部言語学科で金田一京助博士に学び、その後豊原高女教諭としてギリヤーク・オロッコ・樺太アイヌの調査をし、
一九四三年以降ふたび北海道にあったが、このとき新設の法文学部に招かれた。知里はアイヌ語の類別辞典をつくり、アイ
ヌ文法を完成せんとしていた。

このカリキュラム編成は、一九四八年四月一日に法律学科・政治学科の部分が、また一九四九年四月一日に経済学
科の部分が改正施行された。この改正は、ともに必修科目数を減少し、選択科目数を増加している。法律学科は必修
科目数を一三、選択科目数を一〇とし、政治学科・経済学科は必修科目数を一四、選択科目数を九とした。これら三
学科の選択対象科目から哲学概論・科学概論が削除された。

北方のアテネ

法文学部設置の目的の一つは、北海道の文化の昂揚であり、法文学部がいだいた学部理想像は、
これに呼応している。

当時、学部長予定者である伊藤吉之助は、一九四七年五月六日付けの『北海道新聞』に「北方のアテネ」を書い
た。

農学校初期の青年たちの理想（北海道の開拓と文化の建設―引用者）の幾分なりとも実現して真に北方のアテネらしいものとする事が出来るか出来ないかは他学部とともに新設学部（法文学部―引用者）の双肩に懸っているといわなければならぬ。ところでこの理想は唯単に大学の伝統的理想であるばかりでなく、今日の日本が置かれている状況においてはまさにその現実的必然的要求でもあるといえよう。終戦以後における北海道の使命が新たな意義を帯びて来たことは人々のいう通りであって北方の開拓と文化の結合がいよいよ重大となって来たばかりではなく、この新たな使命の実現はさらに新たな日本の理想―文化国家―に反映してその指導的役割にまで発展しなければならぬ。この様にして始めていわゆる「北方のアテネ」はその意味をなすからである。

つまり、北方のアテネは、北海道の開拓と文化の理想像をアテネに求めた意味であり、その理想像実現のために法文学部の役割を強調したのである。

このような理念をいだいた法文学部は、北大に新たな空気を送り込んだ。総合大学となった北大に、一九四八年七月に全学教官懇談会が発足し、学問的交流が行われるようになったことは、その一つの現れであろう。この懇談会は、北大のほとんどの教授・助教授・講師が入会した。第一回の会合は、九月二十五日に開催され、法文学部助教授斎藤信治の「実存哲学に就いて」と、低温科学研究所教授福富孝治の「地震に関する諸問題」が講演された。この会合は月一回開催され、毎回人文社会科学系・自然科学系から各一名が講演した。全学教官懇談会は漸次出席者が少なくなつたが、一九六三年ごろまで続けられた。

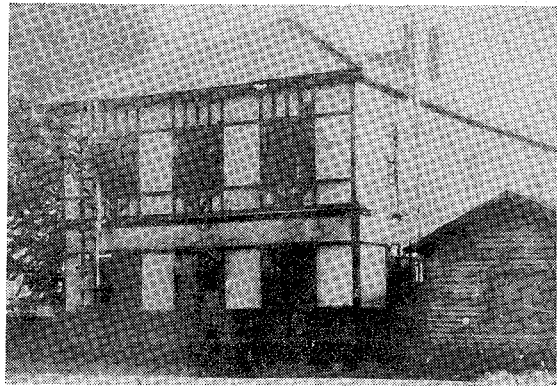
三 募金活動の経緯

設備などの不足

一九四七年十二月一日現在の法文学部の教育研究条件について、「現況報告書」は次のように記載している。教室施設は、学生用の机が不足し、一〇〇名以上聴講する講義では数十名が立ったままであり、また図書は哲学科関係のものが七〇〇冊購入されたのみである。さらに、ほとんど道外より赴任した教官三三名を収容する宿舎は、大学構内の官舎二棟（四世帯収容）と月寒の官舎四棟（七世帯収容）及び大学構内の職員集会所（単身赴任者九名収容）のみであること。

このような劣悪な教育研究条件で出発しなければならなかった原因は、図書費や設備費を賄う期成会の寄付金募集が不振だったことにある。

ちなみに、一九四七年度の法文学部の経常費の主な支出状態をみると、次頁の表のとおりである。予算総額約一四〇万円に対し支払い総額は約三二四万円で、約一八四万円の赤字である。この赤字支出の主な費目は備品費で、備品費予算額約六二万円に対し支払い額は約一五五万円が超過し約二一七万円となった。このように、経常費で教育研究条件を整備しようとする、備品費が大幅に増額して経常費を圧迫し、また、戦後のインフレーションの下では、この備品費で購入できたものはごくわずかである。このような状態であったために、当初の計画どおり寄付金に依存する方法がなかった。



旧職員集会所（北側）

1947年度経常費支出の概要

(1948. 3. 31現在)

	予 算 額	支 払 額	残 額
人件費・旅費 消耗品費等	円 781,042.42	円 1,070,039.25	円 △288,996.83
備 品 費	623,530.92	2,175,184.80	△1,551,653.88
計	1,404,573.34	3,245,224.05	△1,840,650.71

備考	備品費内訳	図書購入費	960,398円50銭
		家具購入費	1,007,433円
		畳建具購入費	99,305円
		その他	108,048円30銭

に起因する。同年四月に地方自治法に基づく最初の地方選挙が行われ、期成会の会長（北海道長官増田甲子七）・支部長などが入れ替り、支部の末端に寄付割り当て額などが伝達されず、活動が停滞したのである。

さきの「報告書」は、この受入金をもって計画の一部を遂行した結果赤字は一九八万円にものぼる、と述べている。これには、受入額が少ないこともあるが、急激なインフレーションが大きく影響している。当時の物価上昇をみると、一九四八年一月の物価は一九四七年九月の期成会発足時に比べて約五倍となっている。この点を考慮し、「報告書」は募金額五〇〇万円を二〇〇〇万円に増額するように訴えた。内訳は、設備費三八〇万円・図書費九〇〇万円・

募金の開始

期成会の募金予定は、総募金額五〇

〇万円のうち四〇〇万円を一九四七年度に募集することにした。募金活動は一九四七年二月二十日に始められた。しかし、募金は順調に進まず、同年十二月一日現在の寄付金受入額は、わずか七万九〇〇〇円（以下の寄付金額は千円未満を四捨五入）であった。この低調さは、戦後の混乱期という社会的状況と、期成会の内部事情

心理実験施設費一五〇万円・校舎改修費三五〇万円・教官官舎費二〇万円である。なお、当初予定の予科移転費は削除されている。

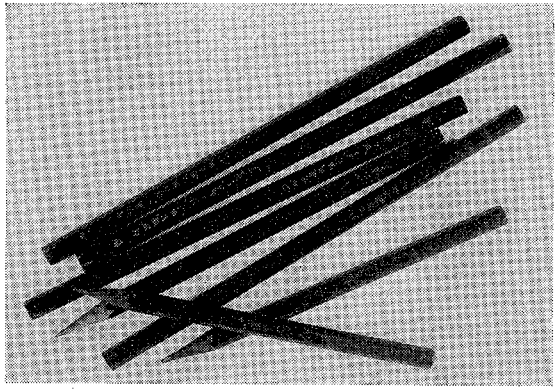
「報告書」発行日と同じ十二月一日に、期成会新会長田中敏文と総長伊藤誠哉は、募金額を二〇〇〇万円に増額する旨を新聞紙上に発表した。また十二月中には、期成会は「北海道、全道民に訴ふ」と題したビラを配布し、運動を盛り上げようとした。

一方、法文学部の学生たちはこの事態を憂慮し、一九四七年十月末に札幌市の繁華街で募金活動を始めた。また、法文学部教授会も、十月八日に募金促進委員会を設けた。十一月七日から一週間、法文学部の教官・学生は、全道各地で講演会を開催し、募金活動を行った。このように教官・学生の活動は、その後一年間続けられ、一九四八年十一月十日に本来の教育・研究に従事するために打ち切られたのである。さらに一九四七年十一月には、北大関係者や父兄などからなる法文学部後援会が発足し、募金活動を行った。

これらの運動の結果、一九四七年十二月から一九四八年三月末日までに一七四万九〇〇〇円（月平均四万七三〇〇円）の寄付受入があり、同年十一月までには八八万一〇〇〇円（月平均二二万円）が増え、累計三四〇万九〇〇〇円となった。

運動の困難

一九四八年十二月一日発行の「北海道大学法文学部現況報告書その二」は、前年の十二月段階と同じく教育研究条件が劣悪なことを報告している。教室設備の不備はもとより、図書も目標蔵書数の七・八%であると述べている。教官の宿舎は、募金をもとにアパートが建築され若干好転したが、まだ不十分な状態であった。さらに、一九四八年度に必要不可欠の経費として、契約済及び緊急図書購入費三三〇万円・教官官舎新営費二二〇万円など総額七〇〇万円をあげている。



法文学部建設基金としした募金用鉛筆

つあるので協力することにした、と報告している。

その後一九四九年三月に、三笠宮から一万円が、札幌酪農組合従業員から一回目分として六八六〇円五〇銭が寄付された。

一九四九年六月二十二日現在の寄付受入額は、前年十一月から三三万五〇〇〇円（月平均三万二〇〇〇円）があり、累計三七三万四〇〇〇円となった。

同年十一月に関係者は、これまでの募金活動のほかに新たな資金獲得方法を検討し、次の三策を決定した。(一)大学基本財産を処分する。(二)興行を行い入場料を寄付する。(三)北海道教職員組合を通じて四六〇万円を募集する。しかし、(一)は演習林の木材が払い下げに不向きであり実行できなかった。(二)は翌一九四九年四月下旬から五月下旬にかけて、道内各市で渡辺はま子・二葉あき子・淡谷のり子のショーを興行したが、好成績ではなかった。(三)は、一九四八年十二月十七日の北海道教職員組合臨時大会で協力することが決議された。北海道教職員組合中央執行委員長は、翌一九四九年二月三日に組合支部長に、法文学部の危機を救うのは「国立大学の問題であるから当然国家」がなすべきであり「国民大衆の責任では断じてない。ましてや教組が寄付募集に手をつけることなどは……基本的に反対なのである」が、「大学の門を一部特殊階級者の教育から勤労大衆へ解放」しつ

法文学部創設寄付金受入内訳 (1951. 3. 26)

	区 分	寄付金受入額 円
北大法文学部創設期成会受入の寄付金	札幌市	1,480,080.00
	小樽市	1,063,600.00
	函館市	985,000.00
	石狩・空知・後志支庁	466,304.38
	渡島・檜山支庁	139,800.00
	胆振・日高支庁	465,416.00
	上川支庁	808,185.83
	留萌・宗谷・網走支庁	275,512.00
	釧路・根室・十勝支庁	482,842.50
	法文学部後援会 及び学生会・学 扱	991,264.09
	内職員醸金 北教組醸金	287,895.40
	三笠宮家	10,000.00
	小 計	7,455,900.20
その他の寄付金	学生鉛筆運動	2,400,000.00
	道庁よりの図書貸付費	8,000,000.00
	拓銀よりの寄付	1,750,000.00
	北海道炭鉱よりの寄付	500,000.00
	その他	440,000.00
	小 計	13,090,000.00
	合 計	20,545,900.20

打 開

この深刻な事態を打開するために、一九四九年七月以後期成会や学生たちは新たな活動を始めた。学生たちは、鉛筆販売による募金を行うことを決議し、七月十三日に期成会と協議し教授会の承認を得て、活動を始めた。また、期成会は、八月下旬に支部末端へ募金額を割り当てる今までの方法が、社会の資金難と末端組織の市町村長が活動できない状態によりゆきづまった、と反省し、今後の方針は、企業などからの大口の寄付を仰ぐこととした。

七月以降、事態は好転する。一九四九年七月から翌一九五〇年六月三十日までの寄付受入額は、一〇〇九万四〇〇〇円（月平均八万四一〇〇〇円）で、累計は、一三五〇万三〇〇〇円と急増した。このうちには、一九四九年八月に北

海道議会が図書購入費として寄付することとした五〇〇万円がある。

その後も募金が順調に進み、一九五一年三月二十六日に別表のように目標の二〇〇〇万円を超えたので、期成会は解散したのである。この総募金額の支出内訳は、さしあたり不明である。ただ、先述したように募金目標額二〇〇〇万円は、最低線として決められたものであり、またその後もインフレーションが進行した結果、一九五〇年四

月一日に法文学部より分離した文学部と法経学部は、とりわけ図書の充実に苦勞しなげなかつた。

四 新制大学への轉換と文学部・法経学部への分離

新制大学への轉換

一九四七年（昭和二三）九月に開講した法文学部は、ただちに戦後の教育制度改革に直面した。つまり、旧制として設置された法文学部は、一九四九年に発足する新制大学へ改編されることになつてゐた。

北大は、新制大学の基本的枠組を作るために、一九四七年三月に北海道帝国大学制度審議會を発足させ、同年十月には具体的な制度編成を行う大学制度改正実行委員會を設置した。翌一九四八年一月には、大学制度改正実行委員會は大学基準対策委員會に改編された。

法文学部は、このような動きの中で、実行委員會・対策委員會に参加し、新制大学への移行に取り組んだ。法文学部の直面した問題は、第一には、既存既定の三八講座にあらたな講座を増設すること、法文学部を文学部・法学部・経済学部に分離することを併行して計画し、第二には、新設される教養課程にどう対応するかという問題であつた。

「新制北海道大学 法文学部計画要綱」

法文学部教授会は、一九四八年二月以降、講座の増設と新制度下のカリキュラム編成及び教養課程について検討を行い、同年七月五日に「新制北海道大学法文学部計画要綱」を決定した。それは次のとおりである。

一、法文学部に教養学科、専門学科を置き、専門学科を哲学科、史学科、文学科、法律学科、政治学科及経済学科の六学科とする。

二、教養学科に左の講座を置き、その細目は別表のとおりとする。（別表を略す―引用者）

人文科学十七講座 社会科学四講座

但し自然科学講座は理学部と連絡する。

三、専門学科に左の講座を置き、その細目は別表の通りとする。（別表を略す―引用者）

哲学科十四講座、史学科八講座、文学科十講座、法律学科十八講座、政治学科五講座、経済学科十講座

四、特に須要なる授業科目には講座外の教官（教授、助教授、講師のうち一もしくは二）を置く。

五、北海道大学内に設置される大学院法文系専門学科の教官は法文学部専門学科に属する教授、助教授、講師を以て之れにある。

六、学生の定員は一学年二百名とする。

つまり、新制の法文学部は、「専門学科」のみならず「教養学科」をも含むものとして構想されていたことがわかる。ここにみられる「教養学科」は、教科目群の総称であり、教養課程担当教官の組織である。大学院の法文系の教官は「専門学科」の教官が担当する予定である。また右の六五講座のうち、増設予定の講座は、哲学科四講座・史学科三講座・文学科五講座・法律学科六講座・政治学科四講座・経済学科五講座で、合計二七講座である。教養学科と法文学部との関係は後述する。

法文学部教授会は、このように基本方針を決定した後の同年七月十九日に、法文学部を文学部・法学部・経済学部に分離する方針を定め、さきの計画要綱に「七、学部完成の際は文学部・法学部・経済学部に独立の予定」と付け加えた。さらに八月十八日に法文学部教授会は、文・法・経三学部分離独立を決定した。

三学部分離案

法文学部の分離案と講座増設案は、一九四八年七月二十八日の評議会で承認された。「北海道大学設置認可申請書」は、七月三十一日に文部省に提出されたが、ここでは法文学部を新制移行と同時に文学部・法学部・経済学部の分離案と、文学部哲学科の教職講座四と経済学部の三講座を増設することが記載されている。

また、同年九月七日に評議会で承認された一九四九年度の概算要求書に、法文学部の講座増設と三学部への分離独立案が記載された。要求した増設講座数は、哲学科・史学科・文学科・法律学科・政治学科各二講座と経済学科三講座である。三学部分離独立の際の各学部増設講座数は、これとほぼ同じである。

文学部・法経学部の分離独立

大学設置委員会の委員は、一九四八年十月二十六日から二十八日まで来学し、新制大学となる北海道大学を調査した。文部省の事務官は、同年十二月一日に調査の結果として、「文科・法科の独立は差支へなきも経済の独立は認められぬ。文学部・法経学部とするなら差支へない」と語った、と記録されている。

この知らせを受けた北大は、一九四九年一月十一日にさきの「北海道大学設置認可申請書」を修正し、文学部と法経学部の二学部分離独立案とした。

しかし、国立大学設置法は、一九四九年五月三十一日に公布され、新制大学として、二学部分離独立を認めず、法文学部の設置を認可したのである。同日付けの文部省学校教育局長より北大宛の書翰には、「文学部と法経学部とを合併して法文学部とすること」及び「法文学部法経関係の専門図書……を更に充実すること……法文学部経済学科の教授を至急充実すること」と、新制法文学部設置の条件が書かれている。

その後、法文学部教授会は、一九四九年八月十二日にあらためて三学部分離独立案を確認した。同年九月十日に三

学部分離案を、また時期は不明であるが別に法経学部の設置申請書を文部省へ提出した。文部省は、一九五〇年二月六日に大蔵省へ文学部・法経学部の設置を要求した。ただし、「直ちに予算の増額を意図しておるものではなく差し当り（昭和二十六年、昭和二十七年）このことに関し予算の増額を要求することはいたしません」との条件付きであった。この要求が通り、一九五〇年三月三十一日に、法文学部は文学部と法経学部に分離することが公布され、四月一日に分離したのである。なお、講座増設は行われなかった。

教養学科

新制大学基準対策委員会は、一九四八年二月に対策委員会内部の案として、「教養科」と「教育講座」からなる教養学部案を作成した。法文学部教授会は、同年二月二十一日にこの案を否定し、「教養学科設置要綱」を法文学部の案として決定した。その内容は次のとおりである。

第一 法文学部及び理文学部に教養学科を置く。

第二 全学の教養科の教育は教養学科に於てこれを担当する。

第三 法文学部教養学科には左の科目を置く。

- (1) 人文科学（文学、哲学、心理学、論理学、経済学、統計学、社会学、史学、法学）
- (2) 外国語（英語、独乙語、フランス語）

理文学部教養学科には左の科目を置く。

自然科学（数学、物理学、化学、生物学、地学）

第四 教養学科の教官の定員は左の通りとする。

- (1) 法文学部 教授 名、助教授 名、助手 名
- (2) 理文学部 教授 名、助教授 名、助手 名

第五 教養学科の学生の定員は左の通りとする。

- (1) 法文学部 名

(2) 理学部 名

第六 学生は第二学年初めに於いて専門学部及専門学科に分属する。但し医学部を除く。

この要綱中、「教養科」は教養課程を意味し、「教養学科」は教養課程の責任主体を意味している。これは、教養課程の教官・学生を法文学部と理学部に分属させる案である。

法文学部教授会は、この案に引き続き、七月五日にさきの「新制北海道大学法文学部計画要綱」で、教養課程の講座を法文学部に所属させる意向を決定した。対策委員会は、同年七月九日に、「教養学科に於ける教育の運営主体は人文科学系・社会科学系は法文学部に」と決定し、七月十三日に法文学部に教養課程の人文科学一七講座・社会科学四講座を所属させることとした。だが、学生を法文・理に分属させる方針とはらず、学長に直属させることとした。

教養学科は、国立大学設置法（一九四九年五月三十一日公布）に基づき発足した。一四名の教養課程担当教官が、同年六月三十日までに発令され法文学部に所属した。これらの教官は、九月二十八日以降、法文学部の教授会に出席するようになった。また、十月十四日の対策委員会の解散によって、教養課程の人文・社会系担当教官の人事選考は法文学部教授会に移された。

教養学科は、一九四九年六月二十九日に設置された教養学科連絡委員会が運営することになった。この委員会の委員長は学長となり、副委員長は法文学部長・理学部長が、委員はその他の学部長及び法文学部・理学部所属教官各二名（教養課程担当教官及び専門課程担当教官各一名）である。なお、委員の任期は、一九五〇年三月までとなっている。法文学部教授会は、この全学的な運営方式に対して、教養課程担当教官が所属している法文学部と理学部が教養学科の運営方針を決定し、連絡委員会はその連絡や調整を行う機関とすべきである、と考えていたが、認められなかった。

た。

新制大学発足二年目を迎えた一九五〇年四月以降は、教養課程の組織や運営方法をより明確にする必要があった。すなわち、教養課程の年限や学生の所属や、さらに恒常的な運営組織の設置が必要とされた。しかし、法文学部は同年四月一日に、文学部と法経学部に分離したために、これらの問題を両学部とりわけ文学部へ引き渡したのである。法文学部の最後の教授会は、一九五〇年四月五日に開かれ、学部分離委員会より「学部が分離した場合の教養学科教官所属については、法文学部が消滅し其の根柢が崩れたのであるから、新学部には所属せず、其の対策は評議会で講ずべきであるということに意見一致した旨」報告を受け、解散したのである。

あとがき

本稿は佐藤一郎(文)が執筆し、長岡新吉(経)、岡利郎(法)の校閲を経た原稿に、永井秀夫(文)が補筆した。法文学部草創期の逸話には事欠かないが、多くは割愛せざるを得なかった。別の機会にゆずりたい。なお、写真については北海道新聞社の厚意による提供があった。

(永井 秀夫)

付録

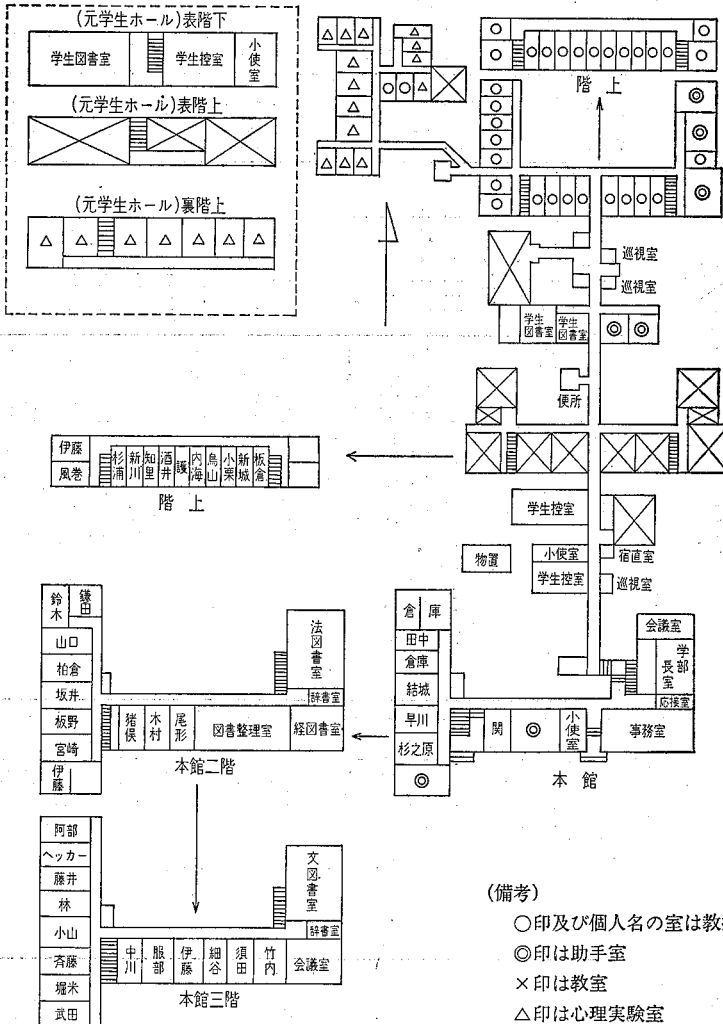
一 創設期の法文学部教官（一九四七年度発令分・除助手）

氏名	官職	発令年月日	担当科目（一九四八年度時間割による）	前歴	備考
須田豊太郎	教授	一九四七・五・一六	倫理学概論・倫理学特殊講義・倫理学演習	（前）北大厚生輔導課長	
伊藤 正	講師	六・一	支那語	（元）滿州国大使館理事官 兼養生学院院长	四七・四・二二講師
伊藤吉之助	教授	六・九	哲学概論・哲学演習	（元）東大教授	四七・四・二二講師
杉之原舜一	教授	六・九	民法(I)・民法演習	（前）法大教授	（四七・四・二二）講師 （四九・一二・二〇）辞
柏倉 俊三	教授	六・二八	英文学史概説・アメリカ文学・英米文学演習	（前）二高教授	
風巻景次郎	教授	六・二八	国文学史概説・国文学・国文学演習	（元）北京輔仁大教授	
高橋 義孝	助教授	六・三〇	独語学概論・独文学演習	（前）東京高校講師	四八・九・三〇辞
堀米 庸三	助教授	六・三〇	西洋史学・西洋史演習	（前）神商大予科教授	
木村 彰一	助教授	七・一〇	露文学史概説・露文学演習	（前）東京外国語学校教授	
武田 信一	教授	七・一四	西洋哲学史概説・西洋哲学史特殊講義・西洋哲学史演習	（前）東大講師	
斎藤 信治	助教授	七・一四	哲学・ギリシャ語	（前）酒田琢成中講師	
結城 錦一	教授	七・一四	心理学・心理学普通実験演習・心理学特殊実験演習	（前）東大嘱託	四七・四・二二講師
板野 長八	教授	七・一四	東洋史概説・東洋史学・東洋史学演習	（前）東大講師	
阿部 武彦	助教授	七・一四	日本史概説・国史学・国史学演習	（前）帝国学士院嘱託	

尾形 典男	助教授	七・一四	政治思想史	(前) 二高講師	四九・五・三一 辞
亀島 泰治	助教授	七・二三	財政学・経済学演習	(前) 法大講師	
中川 秀恭	助教授	八・二〇	宗教学概論・宗教学演習	(前) 東北大講師	
伊藤 俊夫	助教授	八・二〇	経済政策・経済政策演習	(元) 京城大講師	
田中 良久	助教授	八・二六	心理学特殊講義・心理学演習	(前) 東大嘱託	四七・四・二二 講師
山口 和雄	助教授	八・二六	経済史・経済史演習	(元) 日本常民文化研究所	
知里真志保	非常勤講師	八・三一	アイヌ文学概説	(元) 樺太豊原高女教諭	
小山 昇	助教授	九・三	民事訴訟法	(前) 東大助手	四七・六・三〇 講師
山下 康雄	教授	九・一七	国際法・国際法演習	(元) 台北大講師	四七・八・一五 講師 四九・五・三〇 名古 屋大へ
服部 栄三	助教授	一〇・一	商法(I)	(前) 東大助手	
武田 泰淳	助教授	一〇・八	支那文学史概説・支那文学演習	(元) 上海中日文化協会	四八・一二・二三 辞
鈴木栄太郎	教授	一〇・一五	社会学概論・社会学・社会学演習	(元) 京城大教授	四七・七・一五 講師
宮崎孝治郎	教授	一〇・一五	民法(I)・フランス語フランス法	(元) 台北大教授	四七・六・三〇 講師
林 迪広	講師	一〇・二二		(前) 九大助手	
早川 泰正	助教授	一一・四	経済原論・経済原論演習	(前) 東京商大研究員	
関 清秀	助教授	一二・一〇	社会学特殊講義	(前) 経済安定本部部員	
杉浦正一郎	助教授	一九四八・二・二八	国文学・国文学演習	(前) 佐賀高校	
細谷 貞雄	助教授	三・一〇	西洋哲学史・西洋哲学史演習	(前) 第五高校教授	四七・七・三一 講師

備考 林迪広講師の授業担当科目は不明である。なお、同講師は社会学・労働法を専門としていた。

二 1949年秋の法文学部建物配置図



年 表

一九四六(昭21)	4・30	総長伊藤誠哉が「教育建設」紙上に「法文学部の増設について」を発表した
7・24		評議会は「北海道帝国大学法文学部設置趣意書」と「昭和二十二年北海道帝国大学法文学部設置概算書」を決定した
9・12		北海道帝国大学法文学部創設期成会の設立総会が行われた
10・5		衆議院にて「北海道帝国大学法文両学部設置に関する建議案」が可決された
10・29		文部省議で法文学部の設置が認められた
10・29		北海道帝国大学法文学部創設期成会は各支部の寄付募集額を決めた
11・5		札幌市議会は大蔵大臣・文部大臣に法文学部設置の請願書を提出した
一九四七(昭22)	1・11	大蔵省議で法文学部の設置が認められた
2・20		北海道帝国大学法文学部期成会は募金活動を始めた
3・15		衆議院で法文学部設置が通過した
3・18		法文学部設置準備委員会規程が施行された
3・25		貴族院で法文学部設置が通過した
4・19		法文学部の設置が公布され、哲学七講座・史学三講座・文学三講座・法学五講座・政治学一講座及び経済学二講座が置かれた(勅令第一三九号)
4・21		法文学部規程が施行され、哲学科・史学科・文学科・法律学科・政治学科・経済学科及び一四の専修科が置かれた
6・5		入学試験が行われた(6・6)
6・9		伊藤吉之助教授が法文学部長に補せられた
6・12		入学式が行われた
8・22		法文学部内規が制定された
9・1		法文学部開講式が行われた
11・19		選科生の本科編入に関する取扱内規が制定された
一九四八(昭23)	2・21	「教養学科設置要綱」を教授会は決定した
7・5		「新制北海道大学法文学部計画要綱」を教授会は決定した
7・19		「新制北海道大学法文学部計画要綱」に法文学部を文学部・法学部・経済学部に分離することを追加した
7・31		「北海道大学設置認可申請書」を文部省へ提出した

8・18	法文学部を文学部・法学部・経済学部に分離することを教授会は決定した
9・14	哲学一講座・史学一講座・法学五講座・経済学二講座が設置された
一九四九(昭24)	文学部・法経学部分離案を文部省へ提出した
5・31	国立学校設置法(法律第一五〇号)が公布・施行され、新制の北海道大学に法文学部が設置された
6・22	哲学二講座・史学一講座・文学二講座・法学二講座・経済学一講座が設置された
7・13	法文学部学生は創設資金のために鉛筆販売を始めた
一九五〇(昭25)	文部省は大蔵省に文学部・法経学部分離案を提出した
2・6	法文学部を文学部と法経学部に分離し設置するこ
3・31	とが公布された(法律第五一号)
3	最初で最後の卒業生一六二名が巣立った
一九五一(昭26)	北海道大学法文学部期成会が解散した
3・26	